

令和7年度 瑞穂市会計年度任用職員募集

- ・応募方法

・選考方法

・応募期限

・問い合わせ
- 会計年度任用職員任用申込書(市公式HPからDL可又は担当課及び総務課にて配布)及び資格証明書の写しを担当課へ提出
面接試験、実技試験(保育士および幼稚園教諭のみ)
令和7年9月10日(水)必着
総務課 327-4111
※職務内容、勤務条件等の詳細については、担当課へお問い合わせください

職 種	採用 予定 人数	勤務場所	勤務内容	勤務時間	給料・報酬	加入保険	必要資格等	担 当 課
① 営繕職員	1名	教育総務課	保育所、市内教育施設等の 管理業務	現在、募集受付を停止しています		月額163,550円	自動車運転免許	教育総務課 058-327-2115
② 子育て相談員	1名	幼児教育課	子育て支援、相談等の業務	平日の9時～16時(休憩60分) 週2日	時給1,580円	-	保育士または幼稚園教諭免許のうちいずれかをお持ちのかたで、保育経験が10年以上あるかた	幼児教育課 058-327-2147
③ 管理栄養士 栄養士	1名	幼児教育課	保育所未満児給食の献立作成、食材等の発注、保育所や子育て支援センターでの栄養指導及び相談等所管事務	平日の8時30分～16時30分 (休憩60分)	月額238,534円 月額237,604円	健康保険 厚生年金 雇用保険	管理栄養士 栄養士	
④ 担任保育士	3名	市立保育所 (7か所のうち いずれか)	0～5歳児の保育担任	原則として 平日の8時30分～17時15分 (休憩60分)※早番遅番あり	月額254,822円	健康保険 厚生年金 雇用保険	保育士または幼稚園教諭免許のうちいずれかをお持ちのかた	
⑤ 保育士	1名		0～5歳児の保育	原則として 平日の9時～17時(休憩60分) ※早番遅番あり	月額207,461円		保育士、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許または養護教諭免許のうちいずれかをお持ちのかた	
				平日の (1)7時30分～11時30分 (2)15時～19時 のいずれか ※応相談	月額118,549円			
⑥ 保育補助員	6名		0～5歳児の保育の補助業務	平日の7時30分～10時30分、12時～15時、16時～19時のいずれか ※シフト制	時給1,182円	-	保育士等(※)養成施設に在籍している18歳以上の学生(高校生を除く)、子育て経験または知識のあるかた ※保育士・幼稚園教諭	
⑦ 子育て支援員	1名 3名	市立保育所 (未満児保育を実施している 6か所のうち いずれか)	未満児保育の補助業務	原則として平日の9時～17時 (休憩60分) ※早番遅番あり・応相談 平日の(1)7時30分～11時30分 (2)15時～19時 のいずれか ※応相談	月額173,877円 月額99,358円	健康保険 厚生年金 雇用保険	子育て支援員(地域保育コース)の認定を受けているかた	
⑧ 放課後児童クラブ指導員	15名	市内放課後 児童クラブ (7か所のうち いずれか)	小学1～6年生の保育	原則として 平日の14時30分～17時30分	時給1,361円	-	保育士または幼稚園・小中高教員免許のうちいずれかをお持ちのかた、または放課後児童支援員認定資格を取得したかたで、経験のあるかた(※1)	
⑨ 放課後児童クラブサポーター			小学1～6年生の保育補助	※土曜日、長期休業日は7時30分～13時30分、8時30分～13時30分、13時～18時、13時～19時のいずれか ※別途クラブミーティング等の勤務あり	時給1,182円		保育士または幼稚園・小中高教員免許のうちいずれかをお持ちのかた、岐阜県子育てマイスターまたは子育て支援員(放課後児童コース)の認定を受けているかた、保育・福祉・教育について学んでいる18歳以上の学生(高校生を除く)または子育て経験のあるかた(※2)	

- ◀ 採 用 予 定 人 数 ▶
- ・採用予定人数は、令和7年9月時点での予定数であり、変更することがあります
- ◀ 勤 務 時 間 ▶
- ・勤務時間が「※応相談」となっているものについては、時間により報酬・給料は変更となります
- ・勤務時間の平日とは、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始(12/29～翌年1/3)を除いた日です
- ・時間外勤務がある場合があります
- ◀ 給 料 ・ 報 酬 ▶
- ・任期を良好に勤務し、再度任用された場合、加算があります(条件・上限あり)
- ・令和7年9月時点での予定額です 制度改正等により変更される可能性があります
- ◀ 必 要 資 格 等 ▶
- ・学歴、年齢、国籍の制限はありません ただし、就労が制限されている在留資格の人は応募できません
- ・地方公務員法第16条の欠格事項(下記のいずれか)に該当する人は応募できません
- ①拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②瑞穂市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- ・障がい(身体・知的・精神・その他)のあるかたの応募も可能です
- ◀ そ の 他 ▶
- ・「担任保育士」以外の職種については、原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規程が適用されるため、兼業内容について報告する必要があります
- ・併願も可能です 併願の場合は、職種ごとに申込書を提出してください(併願有を○で囲む)